

発議第 3 号

飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 2 日提出

飛騨市議会 議会改革等調査特別委員会
委員長 前川 文博

提案理由

議会改革等調査特別委員会による基本条例の見直しによる改正

飛驒市議会基本条例の一部を改正する条例

飛驒市議会基本条例（平成23年飛驒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第16条第1項中「醸成するため」の次に「、必要に応じて」を加える。

第17条第1項中「行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ」を「行い、必要に応じて」に改める。

第18条の見出しを「（議会組織の見直し）」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第24条中「議会が議決により定めた行為規範」を「別に定める政治倫理基準」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 議員の政治倫理の確立のため、議会に政治倫理審査会を設ける。
- 3 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する事項は、別に定める。

第24条の2及び第24条の3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市議会基本条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (市民参加) 第9条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進するものとする。 2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。 3 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設ける<u>ものとする</u>。 第10条～第15条 略 (政策討論) 第16条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため_____、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。 (委員会による政策提言) 第17条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、委員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点	第1条～第8条 略 (市民参加) 第9条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進するものとする。 2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。 3 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設ける<u>ことができる</u>。 第10条～第15条 略 (政策討論) 第16条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、<u>必要に応じて</u>、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。 (委員会による政策提言) 第17条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行い、必要に応じて_____、委員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点

検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

(組織の見直し)

第18条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

第19条～第21条 略

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用をはかる。

第23条 略

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者であることを深く認識して、公平、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹し、議会が議決により定めた行為規範を遵守しなければならない。

— —

— —

第24条の2 政治倫理の確立のため、議会に政治倫理審査会を設ける。

第24条の3 前条に定めるもののほか、政治倫理に関する事項は、議会の議決によりこれを定める。

以下 略

検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

(議会組織の見直し)

第18条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

第19条～第21条 略

第22条 削除

第23条 略

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者であることを深く認識して、公平、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹し、別に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員の政治倫理の確立のため、議会に政治倫理審査会を設ける。

3 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する事項は、別に定める。

— —

— —

以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例
担 当 部	議会改革等調査特別委員会
提 案 理 由	議会改革等調査特別委員会による基本条例の見直しによる改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	令和 7 年12月に設置された議会改革等調査特別委員会では、全ての議会活動の基本となる議会基本条例が、平成27年の一部改正以降見直しがされていないことから、最重要事項として議会基本条例の見直し作業を行い、制定時からの時勢の変化等により現状に合わなくなっている点についての規定を改正するもの。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 議会改革等調査特別委員会による見直しを反映させるため。 【改正の内容】 第 9 条及び第16条から第18条 見直しによる字句の修正 第22条 削除とする 第24条 字句の修正及び第 2 項、第 3 項の追加 第24条の 2 及び第24条の 3 削る
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	公布の日
備 考	